

特定医療費（指定難病）変更届

受給者番号	1	2	3	4	5	6	7					
受給者	フリガナ	ナガサキ タロウ										
	氏名	長崎 太郎										
	生年月日	大正	昭和	平成	令和	64	年	1	月	1	日	
	マイナンバー	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
	住所	〒 850-8570 長崎市尾上町3番1号										

変更のあった事項にチェックし、変更前と変更後の内容を記入してください。

変更事項		変更前	変更後		
<input checked="" type="checkbox"/>	氏名	佐世保 太郎	長崎 太郎		
<input checked="" type="checkbox"/>	住所	〒 857-0041 佐世保市木場田町3番25号	〒 850-8570 長崎市尾上町3番1号		
<input checked="" type="checkbox"/>	電話番号	0956-23-4211	095-824-1111		
<input checked="" type="checkbox"/>	保険証	保険者名	佐世保市国民健康保険	全国健康保険協会 長崎支部	
		記号・番号	させぼ 1111111	22222222 2222 00	
		被保険者 フリガナ		ナガサキ ハナコ	
		※受給者本人の場合 は記入不要 氏名		長崎 花子	
	生年月日	大正・昭和 平成・令和	年 月 日	大正・昭和 平成・令和	2 年 1 月 1 日

提出書類 住民票 ・ 保険証の写し ・ 市（町）県民税所得課税証明書 同意書

※提出する書類を丸で囲んでください。（書類の詳細は裏面をご覧ください）

マイナンバー確認書類 ・ 本人確認書類 ・ 委任状

私は、特定医療費（指定難病）医療受給者証に記載された事項の変更について、上記のとおり届け出ます。

届出者氏名 長崎 太郎

受給者との続柄 本人

連絡先の電話番号 095-824-1111

※受給者本人の場合は「本人」と記入してください。

令和 3 年 4 月 1 日

長崎県知事 様

受付印

※ 届出者氏名は必ず記入（印刷やゴム印、スタンプによるもののほか、自筆も含まれます）してください。押印や本人による署名の必要はありません。

届出に必要な提出書類

変更事項		提出書類	
氏名		住民票（原本） ※発行から6か月以内のもの	
住所		住民票（原本） ※発行から6か月以内のもの	
電話番号		なし（※提出する書類はありません。）	
保険証	国民健康保険	佐世保市	①保険証の写し（コピー）【本人】 ②同意書
		佐世保市以外	保険証の写し（コピー）【本人】
	後期高齢者医療保険		保険証の写し（コピー）【本人】
	被用者保険		①保険証の写し（コピー）【本人・被保険者】 ②市（町）県民税所得課税証明書（原本）【被保険者】 ※被保険者が市（町）民税非課税の場合に必要。 課税状況がご不明の場合は提出をお願いします。
	国民健康保険組合		①保険証の写し（コピー）【同じ世帯の国民健康保険組合の加入者全員】 ②市（町）県民税所得課税証明書（原本）【同じ世帯の国民健康保険組合の加入者全員※中学生以下は不要】 ③同意書

マイナンバーを利用することで住民票の提出を省略することができます。

ただし、マイナンバーを利用して手続を行う場合は、番号確認（正しい番号であることの確認）と身元確認（番号の正しい持ち主であることの確認）が必要ですので、以下の書類をご準備ください。

なお、被用者保険の加入者で被保険者が非課税である場合と国民健康保険組合の加入者である場合は、保険者へ医療保険上の所得区分の報告を求める際に『市（町）県民税所得課税証明書』が必要なため、必ず、紙の書類を提出してください。

また、DV（ドメスティックバイオレンス）や虐待等の被害者の場合は、マイナンバーの利用には特別の措置が必要となるため、紙の書類を提出願います。どうしてもマイナンバーの利用を希望される場合は、必ず、申請窓口へご相談ください。

○届出者が受給者本人の場合（※受給者が18歳未満の場合は保護者）

届出者本人のマイナンバーカードがある場合	届出者本人のマイナンバーカードがない場合
<p><番号確認・身元確認書類> マイナンバーカード両面の写し（コピー）</p> <p>※マイナンバーカードの表面と裏面で、番号と身元のどちらも確認することができます</p>	<p><番号確認書類> 通知カードの写し（コピー） ※令和2年5月25日時点で交付されている通知カードで、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合又は正しく変更手続がとられている場合に限りです。</p> <p><身元確認書類> 運転免許証などの写し（コピー） ※詳しくは「身元確認ができる書類」欄をご覧ください</p>

○届出者が代理人で受給者本人（※受給者が18歳未満の場合は保護者）ではない場合

代理権の確認	①法定代理人の場合は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類 ②任意代理人の場合は、委任状
代理人の身元確認	①代理人のマイナンバーカードなど ※詳しくは「身元確認ができる書類」欄をご覧ください ②代理人が法人の場合は、登記事項証明書その他官公署から発行・発給された書類及び現に受給者本人と当該法人との関係を証する書類その他これらに類する書類で、商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地が記載されているもの
受給者本人の番号確認	次のいずれか ①マイナンバーカード両面の写し（コピー） ②通知カードの写し（コピー） ※令和2年5月25日時点で交付されている通知カードで、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合又は正しく変更手続が取られている場合に限りです。

○身元確認ができる書類

<p>①マイナンバーカード</p> <p>②運転免許証／運転経歴証明書／旅券／身体障害者手帳／精神障害者保健福祉手帳／療育手帳／在留カード／特別永住者証明書</p> <p>③官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類で写真の表示があり、氏名、生年月日又は住所が記載されているもの</p> <p>※①から③までの書類がない場合は、以下の書類の中から2つ以上</p> <p>ア 公的医療保険の被保険者証／年金手帳／児童扶養手当証書／特別児童扶養手当証書</p> <p>イ 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類で、氏名、生年月日又は住所が記載されているもの （※「特定医療費（指定難病）医療受給者証」が利用できます）</p>
--

マイナンバーカード（表面）

マイナンバーカード（裏面）

通知カード



《注意事項》

デジタル手続法の施行に伴い、通知カードは廃止されました。
デジタル手続法の施行日（令和2年5月25日）時点で交付されている通知カードは、氏名住所等の記載事項に変更がない場合又は正しく変更手続がとられている場合に限り、利用可能です。